

町税条例の一部を改正する条例の改正概要

【改正理由】

令和 7 年度地方税制の改正に伴い地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布・施行されたことによる町税条例についての改正を行う。

【改正対象の町税条例】

No.	改正する町税条例等	改正の概要
1	第 18 条 【公示送達】 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日施行	公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに従来どおり掲示板による掲示または電子計算機での映像表示で閲覧できる状態に措置するもの 【省令改正にあわせて改正】
2	第 18 条の 3 【納税証明事項】	第 18 条の改正に伴う規定の整備
3	第 34 条の 2 【所得控除】 令和 8 年 1 月 1 日施行	控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加 【法律改正に合わせて改正】
4	第 36 条の 2 【町民税の申告】 令和 8 年 1 月 1 日施行	特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税申告義務に係る規定の整備 【法律改正に合わせて改正】
5	第 36 条の 3 の 2 【町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 令和 8 年 1 月 1 日施行	記載事項について、特定親族を追加 【法律改正に合わせて改正】
6	第 36 条の 3 の 3 【町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】 令和 8 年 1 月 1 日施行	特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備 【法律改正に合わせて改正】
7	附則第 16 条の 2 の 2 【加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例】 令和 8 年 4 月 1 日施行	加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設 【法律改正に合わせて新設】

この条例の施行は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日と同日とする。

第 34 条の 2 から第 36 条の 3 に係るものは令和 8 年 1 月 1 日施行、附則第 16 条に係るものは令和 8 年 4 月 1 日施行とする。また、公示送達に関する法律に係る規定の改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日施行する。

なお、地方税法と同様に改正後の町税条例について影響がでないように経過措置の規定を設ける。